明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二八）　一
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令（**同**二九）　三

〔告　示〕
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（**経済産業**九三）　五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**三六七）　四

〔官庁報告〕
官庁事項
土地改良長期計画について（農林水産省）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　七〇
会社その他
会社決算公告　八〇

省令

○農林水産省令第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十二日

農林水産大臣　野上浩太郎